

令和6年度第4回愛知県子ども・子育て会議 議事録

1 日時

令和7年2月13日（木）午前10時から午前11時30分まで

2 開催

愛知県自治センター12階 E会議室

3 出席者

委員総数21名中15名

（出席委員）

川島一家委員、川出陽一委員、北村信人委員、久世康浩委員、後藤澄江委員、
榊原輝重委員、杉浦ますみ委員、鈴木宏美委員、中井恵美委員、中屋浩二委員、
本多伯舟委員、山中信子委員、山本理絵委員、横山茂美委員、渡邊佐知子委員

（事務局）

子ども家庭推進監、子育て支援課長、児童家庭課長 ほか

4 議事等

（子育て支援課 伊藤課長補佐）

定刻となりましたので、ただ今から『令和6年度第4回愛知県子ども・子育て会議』を開催させていただきます。私は、子育て支援課の伊藤と申します。

委員の皆様方におかれましては、お忙しい中、御参加いただきまして、厚くお礼申し上げます。

それでは、開会にあたりまして、立花子ども家庭推進監から御挨拶を申し上げます。

（立花子ども家庭推進監）

皆さんおはようございます。

愛知県福祉局子ども家庭推進監の立花でございます。

委員の皆様方におかれましては、日頃から本県の子育て支援行政の推進に格別の御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

また、本日は、御多忙の中、「令和6年度第4回愛知県子ども・子育て会議」に御出席くださり、心から感謝申し上げます。

さて、本県の子ども・子育てに関する総合計画である「あいち はぐみんプラン 2020-2024」が今年度終期を迎えますので、国の定める「こども大綱」の内容を勘案し、次期計画を作成するため、これまで3回に渡って、子ども・子育て会議を開催してきたところです。先の第3回会議では、計画の素案について御審議いただきまして、その後、12月19日から1月17日にかけて、計画の素案に対してパブリックコメント及び

子ども・若者向けパブリックコメントを実施し、県民の皆様から多くの御意見をいただきました。

本日は、これまでの委員の皆様からの御意見や、パブリックコメント及び子ども・若者向けパブリックコメントによる県民の皆様からの御意見を踏まえた「愛知県子ども計画 はぐみんプラン 2029（仮称）」の最終案を取りまとめましたので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

本日の会議が実りあるものとなりますよう祈念いたしまして、簡単ではございますが、私からの挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

（子育て支援課 伊藤課長補佐）

次に委員の皆様のお紹介でございますが、お手元の配付資料2枚目、次第の後ろにお付けしております「愛知県子ども・子育て会議 委員名簿」をもって御紹介に代えさせていただきますと存じます。

また、池田委員、加藤委員、鈴木雅也委員、春原委員、堀川委員、水越委員については、本日は所用により御欠席との連絡をいただいております。

なお、本日の会議では、定足数である過半数を超える15名の委員に出席いただいておりますので、本会議は有効に成立しておりますことを御報告いたします。続きまして、本日の会議資料の確認をさせていただきます。

本日、お配りしている資料は、

- ・ 次第
- ・ 委員名簿
- ・ 配席図
- ・ 資料1 「愛知県子ども計画 はぐみんプラン 2029（仮称）」最終案の概要
- ・ 資料2 「愛知県子ども計画 はぐみんプラン 2029（仮称）」最終案
- ・ 資料3 令和6年度第3回子ども・子育て会議での委員御意見に対する検討状況について
- ・ 資料4 パブリックコメントで提出された御意見の概要及び県の考え方
- ・ 資料5 子ども・若者向けパブリックコメントの実施結果及びフィードバックについて
- ・ 参考資料1 こども大綱（概要）
- ・ 参考資料2 こども大綱（全文）
- ・ 参考資料3 「あいち はぐみんプラン 2020-2024」本冊・概要版
- ・ 参考資料4 「あいち 子ども・若者育成計画 2027」本冊・概要版
- ・ 参考資料5 愛知県社会福祉審議会関係例規

でございます。不足等がございましたら、お申し出ください。

よろしいでしょうか。それでは進行させていただきます。

続きまして、当会議の運営に関する事項について御説明申し上げます。

この会議は、愛知県社会福祉審議会規程第9条第4項で準用する同条第3項の規定

により公開としております。1月30日（木）から、県のホームページで会議の開催をお知らせしておりますが、本日の傍聴はございません。

議事録につきましては、愛知県のホームページで公開することとしておりますので、御了承いただきますようお願い申し上げます。

それでは、この後の進行につきましては、後藤会長にお願いいたします。

（後藤会長）

皆様おはようございます。

本日もどうぞ会議運営に御協力いただきますようお願いいたします。

それでは、議事に入ります前に「愛知県社会福祉審議会規程」第9条第1項の規定により本日の議事録署名人2名を指名いたします。

議事録署名人に本多伯舟委員と北村信人委員にお願いしたいと存じます。よろしいでしょうか。

（了承）

どうもありがとうございます。

それでは、次第に従いまして議事を進めてまいります。なお、事務局から事前に連絡しているかと思いますが、本日の会議は最終案を議題としており、内容が非常に多いため、時間の都合等により審議の時間中に意見の御発言ができなかった場合は、2月20日（木）までに事務局宛てにメールを送信いただけましたら、審議中の御意見と同様に検討させていただくことも可能とのことです。御承知おきください。

それでは、本日の議事であります「愛知県こども計画 はぐみんプラン 2029（仮称）」の最終案について、事務局から説明をお願いします。

（子育て支援課 今宮課長）

おはようございます。

子育て支援課長の今宮でございます。

私からは議題「愛知県こども計画 はぐみんプラン 2029（仮称）」の最終案について、各資料を一括して説明させていただきます。失礼して、着座にて説明をさせていただきます。

まず、最終案の内容説明に入る前に、資料が前後して恐縮ですが、資料3「令和6年度第3回子ども・子育て会議での委員御意見に対する検討状況について」を御覧ください。

前回12月13日の第3回会議で頂きました御意見と、会議後に事務局にいただきました御意見を踏まえた検討状況についてまとめております。頂きました御意見につきましては、関係課室と調整の上、出来得る限り計画に反映しております。

資料の一番左側、表の外に通し番号を振っておりますので、上から順に御説明をいたします。

1番目、「子育て支援員研修に関して、名古屋市では、今年度の2月開催の専門研

修から受講者数に空きがあれば、既に取得資格を取得した人がオブザーバーとして参加できる取組を始めている。そのような形で門戸を広げていただきたい」という御意見をいただきました。

御意見を受けまして、例えば、各コースにおいて空きが生じた場合は既修了者を対象として講義を聴講可能とする等、研修の受託業者とも相談しながら対応してまいりたいと考えております。

2 番目、「保育所施設自体へのプログラムが多く、もう少し支援が欲しいと思っている。従前からお願いしているが、保育者の加配を行い、愛知県として標準的な適正なものを出していただきたい」という御意見をいただきました。

愛知県では、1 歳児に係る職員配置の改善を支援する補助事業を県独自で実施し、これまでも先進的な支援を行ってきました。今般、国において、事業内容が一部重なる加算措置が設けられることとなったことを受け、先進的な支援を後退させることなく、より安心して子どもを預けられる体制を整備するため、施設の実情に合わせた柔軟な保育士配置を支援する補助事業を県独自で新たに設けたいと考えております。

以上を踏まえ、P82 に「県及び市町村は、安心して子どもを預けられる体制を整備するため、特定の年齢区分における配置改善、低年齢児の途中入所への対応、職員のワーク・ライフ・バランスの改善等、施設の実情に合わせた柔軟な保育士配置をするための支援をします。」を追記いたしました。

3 番目、「人口減少地域の保育の問題があり、保育所の場合は子どもの人数にしたがって補助金が減らされていくので、子ども 1 人を保育しようと思うと成り立たない状況であり、運営が成り立つような仕組みを考えて欲しいと思っている。1 つの案としては分園制度として分園で運営できるようにする方法がある」という御意見をいただきました。

委員御指摘のとおり、人口減少地域において質の高い保育の提供を前提に保育機能を確保・強化することは、課題の一つであると認識しております。国においては、人口減少に対応した公定価格となるよう、定員と実員の乖離を縮小するための定員区分の見直しなどに取り組むこととしており、国と連携し、人口減少地域等における持続可能な保育機能の確保を進めてまいります。

4 番目、「提案になるが、国の施策として、介護の大学生など必要な科目・学科に関しては、授業料を無償化するとかの話が出ている。愛知県として足りないところの専門家を養成する大学の授業料をもっと支援する形というものがあってもいいのではないか。本当に保育士が足らないので、授業料の無償化の試みをしてもらえるとありがたいと思う」という御意見をいただきました。

委員御意見のとおり、保育人材確保の観点からも保育士養成施設への入学者の減少は課題の一つであると認識しております。授業料の支援については、保育士養成施設の入学者を対象とした修学資金の貸付を実施しており、令和 7 年度より貸付枠を 120 人から 200 人に拡充することで、新たに保育士資格を取得しようとする人の支援の強化を図ることとしております。

5 番目、「【数値目標】「待機児童数」に関連して、現状の 57 人という数値はあくまでも 4/1 時点における待機児童数であり、育休復帰の方たちが年度途中で待機児童となってもそれらは 57 人の中に含まれていないのではないかと。育休復帰のために育休退園という問題が起きており、57 人の解消という数値目標だけでは育休退園の問題は解決されないのではないかと」という御意見をいただきました。

育休退園の問題については、保育団体からも解消を求める要望を受けております。保育認定の実施主体である市町村と担当者会議で意見交換を行ったり、今年度は市町村監査の際に、育休退園の状況を確認し改善に向けて取り組むよう依頼をしているところです。今後もこういった機会を捉えて市町村へ働きかけを行ってまいります。

6 番目、「待機児童対策に関して、定員まで預かれないのは、保育士がおらず預かれないという現状があるので、そこにももう少し取り組みをして欲しいと思う」という御意見をいただきました。

委員御意見のとおり、保育士不足により定員まで子どもを受け入れることができなかったことが待機児童が発生している主な原因の 1 つであると認識しております。そのため、保育人材の確保が必須であることから、保育士養成施設の入学者を対象とした修学資金の貸付や潜在保育士の再就職支援などを行っているところであり、今後も現在実施している事業を中心に人材確保の推進を図るとともに、国や市町村と連携しながら待機児童の解消に取り組んでまいります。

7 番目、「【数値目標】「学校等と連携して思春期教育を実施している市町村の数」に関連して、単に性的な知識だけではなく、性の多様性、人権尊重を基盤とした科学的根拠のある国際セクシュアリティ教育ガイダンスに基づく包括的性教育、そういったものを推進していただきたいので、人権尊重を基盤とした性教育などの文言を入れていただけないか」という御意見をいただきました。

委員御意見を踏まえ、P78 に「県は、教育、保健、医療関係者が連携し、子ども・若者が妊娠・出産に関する正しい知識を身に付けるための普及啓発や、自他の尊重や性に関する適切な態度や行動選択について健康教育を実施します。」の取組を追記しました。

なお、今回、御意見いただいた単に性的な知識だけではなく、現状に合わせた多様な内容の性教育については、各市町村の保健機関において地域の実情に応じて実施しております。市町村において保健及び教育現場それぞれの現状を確認しながら、健康課題に応じた必要な性教育が実施できるよう県として取り組んでまいります。

次に、裏面を御覧いただきまして 2 ページをお願いします。

8 番目、「最近の状況を見ると、大麻とか覚醒剤だけではなく、せき止めや風邪薬のいわゆる市販薬のオーバードーズが、特に 10 代の女性に限って調査をしたのを見ると全体の 65% を占めている。子ども・若者の大きい健康課題や生き方の課題であり、大麻だけではなく市販薬のオーバードーズについても文言として入れていただけないか」という御意見をいただきました。

委員御意見を踏まえ、「現状と課題」P117 に「更には、市販薬等の過量服用、いわ

ゆるオーバードーズが全国的に発生するなど憂慮すべき状況にあります」と、次の「そのため、若年層に対して違法薬物の有害性」の後に「や市販薬等の適正使用について、」を資料に記載のとおり追記・修正しました。

また、P119 と P127 に「県は、小学校、中学校及び高等学校からの要請に応じて「薬物乱用防止教室」を開催し、大麻を始めとする薬物や市販薬等のオーバードーズの有害性、危険性に関する啓発を推進します。」を追記しました。

9 番目、「コロナ禍をきっかけに、不登校の生徒の数がどんどん増えている。市町村によって、フリースクール等に通う生徒の通学定期券の許可証を発行する市町村と発行しない市町村があるということを聞いている。発行している市町村でも、不登校の生徒でフリースクールに通っている生徒のうち、学校に戻ることを前提としてフリースクールに一時的に通うということを約束しなければ、定期券の発行を認めませんという市町村が幾つかある。子どもの学ぶ機会を妨げていると思うので、県としてこの是正に御協力をいただきたい」という御意見をいただきました。

教育委員会に確認したところ、次の回答がありました。

文科省通知「登校拒否児童生徒が学校外の公的機関等に通所する場合の通学定期乗車券制度の適用について」によれば、対象となる児童生徒として、「学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けている義務教育諸学校の登校拒否児童生徒で、校長が「登校拒否問題への対応について」という文科省通知に基づき、通知においては、当該相談・指導を受けた日数を指導要録上出席扱いとすることができることとした者とする。」とされております。そのため、個別事案によって対応は異なってくるところでございます。

10 番目、「色々な社会保障制度や各助成金などの申請について、保護者の能力によってやれるやれないがあり、市役所に行くことのハードルにより申請ができないというのが現実にある。したがって、高校生のうちにそういう手続きができることなどの情報提供の授業をすべきではないか。制度が複雑すぎて、親も説明できないので、社会福祉士を取っているソーシャルワーカーなど制度にもう少し詳しい人達を各学校に派遣して行い、産み育てることってこんな支援していることを分かってもらうのはどうか」という御意見をいただきました。

小学校においては社会科、中学校においては社会科公民分野で、学習指導要領に則り社会保障制度について学んでおり、また、高等学校では、学習指導要領に則り、公民科の「公共」や家庭科の「家庭基礎」などの授業の中で、全ての生徒が社会保障について学習しております。社会福祉士を取っているソーシャルワーカーなどの学校への派遣などの委員の御意見については、今後の取組の参考にさせていただきます。

11 番目、「【数値目標】「こども家庭センターを設置している市町村の数」に関連して、児童虐待防止対策の推進でいえば、子ども家庭総合支援拠点が各市町村に既にできており、こども家庭センターについては、どこの市町も令和8年度中には開設できるように動いている状況であり、目標年度に対しては早い段階で達成されると思う。したがって、もう少し努力の成果がわかる具体的な指標を数値目標とした方が良いか

と思うが、虐待対応件数、解決した件数とかだと中々難しいと思われるので、児相の専門職員の人数を数値目標としてはどうか」という御意見をいただきました。

児童相談所の専門職員の人数は、児童福祉法施行令により配置基準が定められており、本県ではその基準を満たす配置ができています。また、配置基準では虐待対応件数の実績に応じて専門職員が加算される仕組みとなっており、あらかじめ数値目標として見込むことが困難な実態もございます。

当該目標は、国の「新たな児童虐待防止体制対策総合強化プラン」の記載目標であり、児童虐待防止対策の推進には重要であると考えているため、当該目標を設定したところです。

12 番目、「P170 に（市町村の相談支援体制の整備に向けた支援）が記載されているが、こども家庭センターについては、助言や研修実施、情報提供や説明会を行うといった支援となっている。市町村のこども家庭センターでも児童相談所と同様に専門職の確保が課題であり、専門職確保のための補助制度を設けるなど、もう 1 歩踏み込んだ支援の施策を盛り込んでいただくとともに、数値目標として市町村こども家庭センターの専門職員の人数を数値目標としていただけないか」という御意見をいただきました。

こども家庭センターの職員配置基準は、国のガイドラインに基づき定められているものであり、その基準を上回る職員配置等の方針については、各自治体によって異なるため、目標には馴染まないものと考えております。専門職の確保については、市町村において国補助金の「こども家庭ソーシャルワーカー取得促進事業」の活用が考えられます。

資料 3 については以上でございます。

続きまして、12 月 19 日から 1 月 17 日まで行いました、パブリックコメントの実施結果について御説明いたします。

資料 4 「パブリックコメントで提出された御意見の概要及び県の考え方」が通常のパブリックコメントの実施結果、資料 5 「子ども・若者向けパブリックコメントの実施結果及びフィードバックについて」が子ども・若者向けパブリックコメントの実施結果です。

まず、資料 4 を御覧ください。通常のパブリックコメントは、16 名の方から計 44 件の御意見が提出され、その意見概要と県の考え方をまとめております。関係課室と調整の上、計画に反映すべきものについては、出来得る限り反映しております。

資料の一番左側に通し番号を振っておりますが、時間の都合もございますので、計画本文の修文に至ったものについて、御説明します。

1 ページの下 8 番目、「子どもたちの発達を保障するためには、現状の保育環境では、確実に保育人材不足であり、保育空間、環境が狭すぎると思う。保育園や保育士も日々丁寧に保育を行っているが、保育士 1 人に対して子どもの人数が多い。災害時の対応にも不安がある。まずは、愛知県としては、4、5 歳児の職員配置基準の改

善を早急に取り組んで欲しい。少ない職員で、日々最善を尽くしているが、事故は起きてしまうので、その事故を最小限に、安心して安全に保育が出来るよう保育人材を是非とも増やしてほしい」という御意見です。

4、5歳児の職員配置基準については、令和6年度に改正したところです。保育士の配置基準については、全国共通の課題であるため、更なる配置基準の改正について、今後の国の動向を注視してまいりたいと考えております。

また、保育士配置の増に関しては、御意見を踏まえ、P82に「県及び市町村は、安心して子どもを預けられる体制を整備するため、特定の年齢区分における配置改善、低年齢児の途中入所への対応、職員のワーク・ライフ・バランスの改善等、施設の実情に合わせた柔軟な保育士配置をするための支援をします。」を追記しました。

次に、裏面を御覧いただきまして2ページをお願いします。

上から4つ目の12番、「194ページに「県は、多数の人が利用する施設の管理権原者などと連携し、望まない受動喫煙が生じないように、受動喫煙を防止するための措置の総合的かつ効果的な推進を図ります。」とあるが、「基本施策9 子どもの健康の確保」など、子どもの健康・保健に関連する箇所には、子どもへの受動喫煙の危害について触れていない。子どものいる場所での喫煙・タバコは止めるべき、との周知徹底と施策・規制がより一層必要ではないか。」という御意見です。

御意見を踏まえ、「基本施策9 子どもの健康の確保」のP104に「子どもや妊婦の喫煙・受動喫煙は、喘息や呼吸器感染症、乳幼児突然死症候群等のリスクや、原因となります。たばこが健康に与える影響について、正しい知識と情報提供を行うことや望まない受動喫煙が生じないように、受動喫煙防止に関する取組が求められます。」を追記しました。

次に、その下の13番目、「基本施策10 居場所づくりにおいて、こども家庭庁は、学校も放課後等デイも“居場所”に位置付けているのでP111に明記してほしい。また、外国にルーツをもつ子どもの増加を踏まえた「居場所」についても触れてください」という御意見です。

御意見を踏まえ、P113に（障害のある子どもの居場所への支援）及び（外国にルーツを持つ子どもの居場所への支援）を追記しました。

なお、学校に関しては、P111の（放課後児童対策の取組促進）や（放課後児童支援員等の資質向上）において、御意見の内容は含まれており、放課後子ども教室の拡大に取り組んでまいります。

上記を含め、P109の「現状と課題」に記載のとおり、個別のニーズにきめ細かに対応した居場所づくりを行い、誰も取り残さず、抜け落ちることのない支援を行ってまいります。

次に14番目、「基本施策11 思春期保健対策の充実において、思春期の性教育の重要性は言うまでもないが、P118では保健医療局の取組が中心で「学校での性教育のあり方」について触れてください。教育との連携の内容が見えない」という御意見です。

思春期の性教育は重要と考えております。そのため、県保健所や市町村の保健機関

と教育機関が連携して性教育を実施しております。

P118（思春期の健康に関する教育・支援）に「県は、教育、保健、医療の関係者が連携し、子ども・若者が妊娠・出産に関する正しい知識を身に付けるための普及啓発や、自他の尊重や性に関する適切な態度や行動選択について健康教育を実施します。

（保健医療局、教育委員会）」を追記し、引き続き、教育委員会と連携し市町村において保健及び教育現場それぞれの現状を確認しながら、各地域の健康課題に応じた必要な性教育が実施できるよう取り組んでまいります。

次に、3 ページをお願いします。

下から2つ目の24番、「P159（幼児期の支援）を（乳幼児期の支援）に変えてください。重心、医ケア、ダウン症、全盲など出生後すぐに分かる障害のある子どものための施策に、まず、母子保健に始まり、児童発達支援があり、その後の保育教育という「流れ」になるのでその流れに沿って記述してください」という御意見です。

御意見を踏まえ、P159（幼児期の支援）を（乳幼児期の支援）に修正するとともに、母子保健に関して、「市町村は、こども家庭センター（母子保健機能）において保護者が抱える子育てに関する悩み等の相談に応じます。また、母子保健サービスの実施を通じ子どもと家族に寄り添い、子どもの心身の状況に応じて適切な支援が受けられるよう、関係機関と連携していきます。」を追記しました。

なお、児童発達支援に関しては、P161の（児童発達支援センターを中心とした地域の支援体制の充実）に、市町村域における中核施設となる児童発達支援センターの設置を市町村等に働きかけるとともに、必要なサービスが必要な時に利用できるよう、児童発達支援などのサービス提供体制の充実を図ることを記載しております。

以上が資料4でございました。

続きまして、資料5を御覧ください。

表紙をおめくりいただきまして、表紙の裏の1ページでございます。

子ども・若者向けパブリックコメントでは、愛知県に住む小学生から20代までの子ども・若者182名の方から計814件の御意見などが提出されました。

本資料では、子ども・若者向けのパブリックコメント資料を示しながら、提出された主な意見とそれに対する県の考え方や、その他評価や感想をまとめております。関係課室と調整の上、計画に反映すべきものについては、出来得る限り反映しております。

時間の都合もございますので、計画本文の修文に至ったものについて、御説明します。

恐縮でございますが3枚おめくりいただきまして、6-1ページをお願いします。

右側の「いただいた御意見に対する県の考え方」の一番下、「男性の家事・育児への参加を促進とありますが、「参加」という言葉は、手伝うようなイメージを持っています。男性が主体的に動くことが大事なので、表現を変更してください」という御意見です。

御意見を踏まえ、計画本文 P72 で使用されている「参加」という表現について、こども大綱の記載と合わせ「参画」及び「主体的な参画」に文言を修正いたしました。

2 枚おめくりいただきまして、8 ページをお願いします。

右側の「いただいた御意見に対する県の考え方」の一番目、「子ども食堂は不安で参加しにくい人もいると思うので参加しやすい工夫をしたらいいと思う」という御意見です。

御意見を踏まえ、計画本文 P112, 149, 223 の子ども食堂に関する記載に【情報発信】の文言を追記しました。

本資料の最終ページ、12 ページをお願いします。

右側の「いただいた御意見に対する県の考え方」の一番目、「子どもの意見を取り入れるというのは大切だと思います。こどもは選挙に行けないので自分の意見を出すことができません。自分勝手かもしれませんがもっと若い世代から知識が豊富なお年寄りの方たちの幅広い世代で意見を取り入れてはどうでしょうか」という御意見です。

御意見を踏まえ、計画本文 P220 に「県は、子ども・若者の意見反映の取組を推進するため、こども施策を含む各分野の計画作成などに当たり、子ども・若者から意見を聴き、適切にフィードバックする取組を推進します。」を追記しました。

資料 4 と 5 の説明は以上でございます。

続きまして、次期計画の概要について御説明します。資料 1 「「愛知県こども計画はぐみんプラン 2029（仮称）」最終案の概要」を御覧ください。

次期計画の内容を抜粋して作成したものでございます。これまでの会議で御審議を賜り、また、御説明してまいりました内容が多いため、簡単に御説明いたします。

まず、左上のローマ数字の「Ⅰ 計画期間」、「Ⅱ 基本目標」については、記載のとおりでございます。

続いて、ローマ数字の「Ⅲ 策定の基本的な考え方」です。

まずは、「1 計画の位置付け」についてです。愛知県の子ども・若者・子育てに関する総合的な計画として位置付け、様々な視点の支援や対策を一体的に連携して行うことにより、子ども・若者・子育てに関する課題の解決を目指します。

表で、次期計画を構成する各個別の計画内容を整理して図示しております。左側の角が少し丸くなっている長方形ですが、一番上から、「子ども・若者、こどもまんなか、少子化対策」と記載してあるように、こちらが各施策の視点を明示しております。

次に、「2 ライフステージに応じた取組」についてです。

出産・子育て期だけではなく、職業観を形成する児童・青少年期も含め、中長期的な視野に立った総合的な少子化対策を推進する必要があることから、若者の就学・就職、結婚・妊娠・出産、子育てまでのライフステージに応じた課題に対応した施策を実施してまいります。

また、「こども大綱」を踏まえ、子育て期を子ども・若者への支援と子育て家庭への支援に分け、子ども・若者への支援を更に「ライフステージ別の施策」、「ライフス

ージを通した施策」に区分けします。特定のライフステージのみでなく、ライフステージ全体を通して対処すべき課題にも対応します。4ページと5ページに表の形で整理しておりますので、後ほど御覧いただきます。

次に、「3 子ども・若者の社会参画や意見反映の推進など社会基盤の整備」についてです。

こども基本法や児童の権利に関する条約の趣旨や内容の周知に取り組むなど、子どもの権利に関する理解促進を図ってまいります。

また、こども基本法の理念を踏まえ、子ども・若者の意見を聴いて施策に反映することや、子ども・若者の社会参画を進め、「子どもや若者ととともに社会をつくる」ことを目指します。

そのほか、社会全体で子ども・子育て家庭を応援する基盤づくりに取り組みます。

最後に、「4 県全体で子どもの成長や子育てを応援していく社会の実現」についてです。

県全体で子どもの成長や子育てを応援していく社会の実現を目指します。

続いて、ローマ数字の「Ⅳ 重点目標」です。

記載のとおり5つの重点目標に取り組んでまいります。

おめくりいただいて、2ページから3ページにかけて、ローマ数字の「Ⅴ 本県の子ども・若者・子育てを巡る状況」として、各種の統計や調査結果のまとめを示しております。

2ページには少子化の状況を示すもの、3ページには、「子ども・若者を巡る社会環境の現状と課題」として各図表を記載しております。

続きまして、4ページを御覧ください。

ローマ数字の「Ⅵ 計画の体系と今後の取組」です。

5ページにかけて、ライフステージ順に、重点目標、基本施策、基本施策ごとの取組を網羅して表にまとめております。

最後に、6ページ、ローマ数字の「Ⅶ 数値目標」です。

基本施策に応じ、全部で49個の数値目標を掲げております。

最後に、資料2「愛知県こども計画 はぐみんプラン 2029（仮称）」の最終案を御覧ください。こちらが計画本冊となりますが、ここまで御説明した内容を踏まえて、作成しております。内容の説明は、時間の都合により省略させていただきます。

私からの説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

（後藤会長）

御説明ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明について、御意見、御質問がございましたら、御発言をお願いします。

(中井委員)

前回の会議の回答について、資料3を拝見しました。

通し番号9番の回答なんですけれども、文科省の通知は平成5年の通知で、1993年、30年以上前の通知を参考にされて、市町村によって、学校によって対応が違ってくるということが適正であるという回答だと思いますが、あいちはぐみんプランでは、「課題を解決するためにこの計画を立てる」と記載されていて、このはぐみんプランの中には、個々の希望に応じて学ぶ環境を保障するという内容が記載されていると思います。これはどちらが上位になるのか、というか、30年前の文科省が出している通知というのは、その当時と不登校の生徒の数も随分と変わっていて、その状況に応じていろいろな学びの機会を保障するというので様々な通知が出されていると思うんですけれども、それは、国の通知が新しく改善されないと、県としても是正を促せないという回答ということですか。

それは、課題を解決するというはぐみんプランの理念と本当にあっているとお考えですか。再度質問したいと思います。以上です。

(後藤会長)

このところは教育委員会の方に確認しないと難しいかと思いますが、もし事務局から何かありましたら、いかがでしょうか。

(子育て支援課 伊藤課長補佐)

こちらの部分については、申し訳ございませんが、教育委員会の方に確認いたしますと、責任をもって御回答いたしかねますので、また教育委員会の方に申し伝えさせていただきます。

(後藤会長)

それではよろしくお願いいたします。

大事な御意見だと思いますので、お尋ねいただいたことについて、御確認いただくということでよろしくお願いします。

他に御意見、御質問はありますでしょうか。

(渡邊委員)

CAPNAの渡辺と申します。よろしくお願いします。

私の方から資料3について、意見を申し上げたいと思います。

通し番号7番ですね。思春期保健対策の充実ということで、これについては、パブリックコメントでも御意見が出ていて、追記をしていただいたということでありがとうございます。

それで、78ページに追記がされたということなんです、これは118ページにも追記がされてるかと思いますが、そこは書き加えていただきたいと思います。

それから、パブリックコメントでも御意見が出ていましたように、この性教育というものは単に性の知識・理解を深めていただくだけではなく、人権尊重。それを基盤にして、人とどう関わっていくのか、どう生きていくかということの、性教育というか、生きるための教育。

そう考えますと、少し付け加えていただきたいなと思ったのは、健康教育を実施しますと書いていただいているんですが、そこに、「発達段階に応じた」という文言を入れていただけるとありがたいなと思います。

やはり幼少期から、特に包括的性教育では、5歳から18歳を対象にされていて、小さい時も、自分が感じた性について、性加害などを受けるようなお子さんもいらっしゃいますので、自分が感じた違和感について、相談できるようにするには、やはり年齢とか発達段階に応じた性教育が重要と考えておりますので、そうした文言を入れていただけるとありがたいかなと思いました。

(後藤会長)

ありがとうございます。

御意見として118ページに追記することと、今のお話いただいた内容について加筆することを御検討いただければと思います。

(渡邊委員)

もう1点ございまして。

通し番号の8番ですね。こちらの方は、思春期保健対策と学校教育の充実という項目に関わるものなんですけれども、これについては市販薬のオーバードーズについて、追記をしていただきまして、ありがとうございます。

それで、少し気になるのは、市販薬のオーバードーズの有害性、危険性について、啓発を推進するというところで、もちろん正しい知識を得ていただくというのは重要なんですけれども、ただ過去の薬物乱用防止のポスターにあったように、「ダメ。ゼッタイ。」というようなポスターがあったかと思うんですけど、オーバードーズについても、頭から否定するということになる、なかなか正直に話せなくなってしまう、相談できなくなってしまうということがあると思いますので、できれば、追記をしていただいた文言のところに、「市販薬等のオーバードーズの有害性、危険性に関する啓発を行うとともに、子ども・若者がアクセスしやすい相談体制づくりを推進する」そういったものを入れていただけるとありがたいかなと思います。

以上です。

(後藤会長)

御意見ありがとうございます。

こちらの御意見も同時に、御検討いただければと思います。

他の皆様から何か御意見、御質問等ございますでしょうか。

(川出委員)

大府市役所です。よろしくお願いします。

ちょっと2点ほど質問で恐縮なんですけども、まず資料1のⅢの「策定の基本的な考え方」の部分で、いろいろな計画を記載されていますが、備考欄で、「本計画に位置付け」というところと、「一体的に策定」ということで分けられています。

大府市ではそこまで分けていなくて、一体的に策定していきますという考えでやっているんですが、もしこの2つの意味の違いというか、「位置付け」というのと「一体的に策定」という違いがあれば、教えていただきたいなというのが1点です。

もう1つは資料5ですね。子ども向けのパブリックコメントで、182名、814件の意見という、大府市も子ども向けのパブリックコメントをやったんですけど、頑張って正直20から30件ぐらいの意見を吸い上げた形なんですけど、ちょっとどういうふうにやられたかという所を今後の参考までに教えていただきたいなと思っています。以上です。

(後藤会長)

ありがとうございます。

その2点については県の方から、今御説明していただけたらと思います。

(子育て支援課 伊藤課長補佐)

子育て支援課伊藤です。

先ほどの計画の位置付けの部分ですが、「本計画に位置付け」というのと、「一体的に策定」というものの違いについて、県としては、この「本計画に位置付け」と書かせていただいた「都道府県こども計画」、少子化対策の「基本計画」、次世代育成支援の「地域行動計画」、「子ども・若者育成計画」と「子どもが輝く未来推進計画」は、一体的に策定というよりは、このはぐみんプランそのものであると理解をしております。本計画に位置付け、そのものであるというような示し方をさせていただいております。

こちらについては、表の下に※印で少し説明が書いてございますけれども、内容が本計画の全般に関わり、こども大綱の基となった3つの大綱、「少子化社会対策大綱」、「子供・若者育成支援推進大綱」、「子供の貧困対策に関する大綱」に関わる計画について、位置付ける計画としております。

「一体的に策定」の方の計画については、部分的にこのはぐみんプランの中に入っているという整理でございまして、この関係性について、資料2、本冊の25ページを見ていただきますと、見開きでこの10個の計画が全て見えるように図で示しております。

「位置付ける計画」と「一体的に策定する計画」の関係図として示させていただいておりますが、「位置付ける計画」の方は御覧のとおり、その該当部分が計画のほぼ全部になります。

「一体的に策定する計画」の方は、今申し上げましたように部分的に、ここの部分が該当しているというような示し方をさせていただきました。この点については以上です。

もう1点、子ども・若者向けパブリックコメントについてですけれども、たくさん集まった理由や、どのように募集したかという御質問だと思いますが、こちらは県の該当部局を通じて、市立学校や県公立学校に「こういった取組を始めますのでよろしくお願いします」といった通知を送るということですとか、県の公式ラインやXなどのSNSで発信したということはございますけれども、特に義務付けしたとかそういうことはありません。回答いただいた中には、学校の方で授業というか、活動の時間を使って、皆さんで御回答していただいたのかなというような様子のところもございましたので、そこで件数が結構多くなったかなというところはございます。

このような回答でよろしかったでしょうか。

(川出委員)

はい、ありがとうございました。

(後藤会長)

では、他に皆様、御質問や御意見等ございますか。

(北村委員)

質問の方たくさん答えていただきましてありがとうございました。

内容はすごく素晴らしいのですが、結局前回の20年から24年のはぐみんプランがあって、そこを踏まえて、結局紙には書いていないんですけど、実践がどうなるのかが分かりません。

これまで少子化対策を打ったはずなのに少子化になっています。ということは、今までの計画は駄目だったということです。徐々に減っているならまだしも、急激に減っているということは、対策が間違っていたんじゃないかなということです。その、実践ですよ。そこをどうしていくのか検討が不十分です。具体的にどうするのかを、やっぱり検証したいなと思っています。

また、保育園側からすると、配置基準を見直したと書いてありますが、我々からしたら見直したうちに入っていない。

30対1が25対1で何が変わったんだろうと、1歳児の6対1が5対1になるのが令和8年ぐらいからとか。愛知県は5対1にしてくれているのは昔からなんですけども、それも、十分な補助じゃないというところですよ。

補助支援しますと言っていますけど、実際は園からの持ち出しが出てたりとか、公立さんの方は人件費は税金で調整できますが、民間の場合は運営費が決まっているため、管理費からの持ち出しが発生したりとか、書かれていることは間違っていないん

ですけれども、やはり誤解を招くような気がします。

保育園にこんなに支援したじゃないかと言われますが、全然、我々の要望からしたら、全然達していないというか、前年と変わってないですよと言いたいぐらいのレベルだということは、委員の皆さんにも御理解いただきたいと思います。

書面については、パブリックコメントもこんなにたくさんあってしっかり誠実に答えられているので問題ないと思います。

あと 1 つですね。ちょっと気になったんですが、「日本一子育てしやすい愛知」という現行のはぐみんプランの表紙の記載は、今度も使う予定ですか。それだけお答えいただければ。

（後藤会長）

では今の点について事務局からお答えをお願いします。

（子育て支援課 伊藤課長補佐）

資料 2 の本冊の表紙にございますように、「「日本一子育てしやすく、全ての子ども・若者が輝くあいち」の実現を目指して」というのを副題にさせていただいております。以上です。

（後藤会長）

いつも北村委員には実践の場の、現場での実態をこの場で御紹介いただき、私どももいつもそこに戻って考えなきゃなと思っていますところであります。貴重な御意見をありがとうございました。

他に何か御意見、御質問等ございますでしょうか。

（川島委員）

連合愛知の川島です。

連合愛知は、労働組合で組織されているところであり、働く者の視点から 1 つ御質問をさせていただきます。

今お話にもありましたが、保育園の人材不足ですね。これに関して、資料 4 のパブリックコメントで番号の 8 にも記載があります。

本当に保育人材不足であり、保育空間及び環境が狭すぎると思うとあります。

労働組合としても意見がありまして、保育士といいますと、イメージ的には女性が多いというイメージがあると思うんですけれども、最近は少しずつ、男性の保育士も増えてまいりました。

もちろん保育人材不足に関して、男性の保育士が入ることによって、少しずつ拡充をされていけばとてもいいなと思うんですけれども、職場環境として、やはりもともと女性が多いという職場であることから、男性用のお手洗いだとか、更衣室が整備されていない箇所が多いということを苦慮している声があります。

そうしたことも、職場環境改善というのはすごく場所とかお金が必要ではあるんですけども、県の方からも、改善に向けて、誰もが働きやすい職場といったようなことを進めていただければ、時間がかかるにしても、保育環境が改善するのかなと思いますので、こちらは要望ではありますけれども、広く周知を是非ともお願いしたいと思うところであります。

また、もう1つあるんですけども、資料1の2ページ目なんですが、「少子化の要因の状況」というところで、未婚化が急激に進んでいると。

そうは言っても、平均初婚年齢が、夫が30.8歳、妻が29歳というふうに記載があります。過去よりは、ちょっと年齢が高くなっているよということではありますけれども、こうした数字はまだ、非常に頼もしいなとは思いますが。

ただ平均年齢からして、結婚後にお子さんを授かった時に、これぐらいの年齢ですと、それぞれ男性も女性も職場においては、おそらくそれなりの地位にいるのかなと思います。

その後、育休なり、育児時短制度に入った後に、職場に復帰をする際に元のポジションに戻れるかどうかという不安の声もありました。

それも資料の4のパブリックコメントで、4番にちょっと近いことが記載があります。小一の壁といったような言葉とか、記載があるものですから、それに対して県は、「法を上回る制度を導入をするなど、～普及を図ってまいります。」と、記載がしてあります。

こちらについても、本当をお願いをしたいところでもありますので、この周知の仕方ですね。ホームページなりチラシを使って広めていく他にも、例えば、マスコミを使ったりとかですね、そういったことも是非、もし検討しているのなら申し訳ないんですけども、そういったメディアを使って、このはぐみんのプランを是非広く周知をしていただきたいなと思います。以上です。

(後藤会長)

ありがとうございました。1点目の職場環境について、逆に男性が多い職場に女性が入っていく時の問題というののもあれば、今おっしゃったように男性がこれから参入していただきたい職場におけるそういう職場環境の問題というような、そういう視点も大事だということでもあります。

2点目のワーク・ライフ・バランスということで、これについて県の方で何かもう少し具体的に取り組まれる予定とかがございますでしょうか。

これから決めていくのか、それとも何か決まっていることがあるか、何かありましたら御説明お願いしたいと思います。

(子育て支援課 伊藤課長補佐)

子育て支援課です。こちらのワーク・ライフ・バランス、労働者の環境面とかそういったことなんですけれども、労働局の方で進めておりまして、こちらの方で詳しい

情報を今は持っておりませんので、具体的にはお答えしかねます。

（後藤会長）

はい、それではまたそちらの方にも確認していただいて、書けることがあればということをお願いします。

では、他に御意見はございますでしょうか。

（北村委員）

保育園側としてはですね、実はお父さんを早く家に返してほしいということです。

お父さんを残業なしで、家庭に戻してくれば、育休を取らなくても、よっぽど育児に参画できる状況になると思います。

育休を取ると、その人のキャリアに影響することや、育休はある一部の人しかなか
なか取れず、製造現場とか作業現場の人たちは休めない。

しかし、ちゃんと定時に返して、夕食を一緒に食べられるようにしてくれば、それだけでも大分、奥さんの負担が減るということがありますので、是非、労働組合で頑張ってお父さんを家に返して欲しいというのが1つです。

もう1点は、保育園は昔は女性だけの職場が多かったこと、近年急に男性保育士が増えトイレを増設することが、敷地的にできなかったりするところが多々あるので兼用しているところがあったりします。また、補助金が余りにも少なくて、改修できないというのもあったりします。

あとは親御さんが男性保育士を望まない場合も実はあります。0・1・2歳児はおむつを替えたりとか、要するにプライベートゾーンを見たりとか触ったりすることがあるので、そこをやめて欲しいということもあったりして、男性保育士はちょっと望まれないことがあります。

しかし、うちも今、男性保育士は3人ほどいますけれど、育ちのモデルとして、やはり女性ばかりの社会はおかしいので、男性もいたり、おじいちゃんやおばあちゃんがいたりというのが保育園として理想だと思っておりますが、補助体制がそうになっていないので、それなりにそれぞれの保育園が、工夫している状況です。

（後藤会長）

委員同士で意見を交わしていただいてありがとうございます。

家族内での役割分担、子育てに係る分担をもっと進めていくというのと、社会の方の環境整備をするという両方で、この問題というのはその両方を考えていかなければいけないというようなお話ということで承りました。ありがとうございました。

他の委員の皆様で何か御確認したいとか、御質問したい御意見というのがありましたら御発言をお願いします。

（中井委員）

今の北村委員の発言にちょっと追加して申し上げたいと思います。

今、はぐみんプランの数値目標の中では、男性の育児休業の取得率とか、年次休暇の取得率というのは数値目標に入っています。ただ、現場のお母さんたちの声を聞くと、1年間育休をとってもらいよりも、2、3ヶ月の、産後の体が回復するまでの育休と、あとは定時なり時短が取れる、もしくはスーパーフレックスのように柔軟な働き方が選択できるような制度の普及を多くのお母さんたちが望まれている現状があります。

なので、今回のはぐみんプランの中で、数値目標を増やすというのは難しいかもしれないんですけども、今後、柔軟な働き方とか誰もが希望する子どもが持てる社会への実現を考えていく必要があると思います。少子化の解消、まあ解消は難しいかもしれないので、改善というところを考えると、子どもを産んだ家庭が、キャリアを諦めることなく、同時に、人口がどんどん減ってく中で企業としても働き手の確保というところを、やはり考えなきゃいけない部分だと思うので、そうした個々の事情に合わせた働き方を推進するような取り組みであるとか、そういう会社がどのぐらい愛知県の中にあるかということ測るような数値目標というのをに入れていただけないかなと思います。

あと、これは質問なんですけれども、冒頭の資料説明の中で、資料4や資料5に関して、抜粋して御説明いただいたと思います。

そのことに関して、どうしてこの部分を抜粋されたかという、何か理由があれば是非伺いたいなと思います。

(後藤会長)

それでは、資料4や資料5のパブリックコメントのところで、全部ではなくて、ある程度抜粋して説明された、抜粋の基準のようなものがあつたらということで、御説明いただいたかなと私の方では思ったんですけども、もう一度、資料4と5で、説明する際に抜粋した基準について、重ねて説明いただきたいということでありますので、よろしくお願いいたします。

(子育て支援課 伊藤課長補佐)

子育て支援課伊藤です。

資料4と資料5、パブリックコメントの説明について、全て読むには時間の都合上難しかったということがありますので、計画の本文に反映させていただいたものについて、抽出して読み上げさせていただきました。

意見について、差をつけているというわけではなく、そういう観点で説明させていただいたものですので、御了承ください。

(後藤会長)

中井委員の御発言について、前半の部分は御意見として承って、後半の部分は今の

回答ということであります。

皆様このプランの案自体についての御意見・御指摘は出尽くしたということによろしかったでしょうか。この場でどうしてもというのがあれば御発言いただきたいんですけれども、プラン自体については、御意見がそろそろ出尽くしたのかなと思っておりますが、いかがでしょうか。

(追加意見等なし)

ありがとうございました。今日も様々な御意見を賜りまして、今日のいただいた御意見は、一部担当課の方に確認するもの、この会議でこういう意見が出たということを担当課に伝えていただくことで、一部、また変わるところも出てくるかなというところでもありますので、その点よろしくお願ひしたいと思ひます。

また、実際に、実践の場で、このプランを来年4月以降実施していくことになるわけですが、実際にやっていく時には、こういうことに留意して欲しいという意見もいくつか出ました。また、委員の中でも少し立場の違うところにおいて、これらを複合的に取り組んでいかなければいけないということを皆様の御意見の中から伺ったところでもあります。

それでは、どうもありがとうございました。

事務局の方からは何か追加で補足することがございますか。

(子育て支援課 伊藤課長補佐)

計画の策定公表につきましては、3月下旬を予定しております。

今後も修正等が生じる場合もございますが、その場合は、後藤会長に御相談しまして、対応を検討していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

(後藤会長)

今、事務局の方から御説明がございましたように、本日の意見、そしてその中で先ほども言いましたように、一部担当課にお伺ひして、何らかの修正ができるとなった場合、また、来週20日まで、皆様から御意見を事務局に提出できる期限ということで設定しておりますので、そこで出ました意見なども再度確認いたしまして、修正が必要ということになった場合には、私の方に事務局から相談いただいて、確認していくということを行ってまいりたいと存じますので、どうぞ御了承のほどよろしくお願ひいたします。

(了承)

ありがとうございます。

それでは、「愛知県こども計画 はぐみんプラン 2029」の最終案の審議を終了させていただきますと存じます。

皆様の御協力をいただきまして、「愛知県こども計画 はぐみんプラン 2029」の審議が終了できましたこと、本当にお礼申し上げたいと思ひます。

大体いつもはこの会議は1年に1回なんですけれど、今年はプランを作るというこ

とで、今日まで4回、皆様に御協力いただきまして本当にありがたいと思っております。

ここに至りましたこと、本当にお礼申し上げたいと思います。

では、続きまして、「3 その他」について、事務局から説明をお願いします。

(子育て支援課 今宮課長)

それでは、「その他」ということで、今後のスケジュールなどについて御説明します。

ただいま後藤会長からもお伝えございましたが、本日の会議で発言できなかった意見等がございましたら、2月20日(木)までに事務局までメール送信いただきまして、本日の意見と同様に検討いたします。

また、先ほども申し上げましたが、「愛知県こども計画 はぐみんプラン 2029」の策定・公表は、3月下旬の予定となっております。

その際には、委員の皆様に御連絡させていただきます。

なお、この子ども・子育て会議は、子ども・子育て支援法やこども基本法に基づくものであり、プラン策定に対する意見聴取だけでなく、子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し実施状況等を調査審議することや、こども施策に係る事務の実施についての協議及び連絡調整を行うための会議体と位置付けております。

つきましては、来年度以降も、子ども・子育て会議を必要に応じて年に1回程度開催する予定でございまして、プランのフォローアップや見直しについて、意見を伺いたいと考えております。

来年度も引き続き、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

(後藤会長)

ありがとうございました。

それでは会議を終了したいと思います。

先ほど申しましたけれど、委員の皆様には大変貴重な御意見をいただき、ありがとうございました。

本当に今回はたくさんの県民やお子様たちから意見をいただくことができましたし、今回のこのプラン作りが流れとなって、今後他の県の計画の方でも、子ども・若者の意見を取り入れて、計画を作っていただくような流れができていくと良いと思います。先ほど、そういうこともプランの中に追記していただいたということでもありますので、是非こちらのはぐみんプランの作成の担当のところが中心になって、県の中にそういった流れを作っていただくことも同時にお願いしたいと思います。

委員の皆様にもそういう流れと一緒に作っていただければありがたいと思っています。

また、今日は少し委員の中でもいろいろ議論ありましたので、やはりそれぞれの立場で、意見を交わし合うような、そういうふうな形になっていくというのが望ましいことかなと思っておりますので、今後も引き続き、お願いしたいと思います。

では、事務局の方は本日の会議の意見を踏まえて、今後の施策に生かしていただきたいと存じます。

それでは、議事が終了しましたので、進行を事務局にお返しします。

(子育て支援課 今宮課長)

本日はお忙しい中、長時間にわたり、議論いただきまして、ありがとうございます。本日いただきました多くの貴重な御意見・御提言につきましては、事務局でしっかり検討を行いたいと存じますので、よろしく願いいたします。本日はありがとうございました。

(子育て支援課 伊藤課長補佐)

本日の議事録につきましては、後日、発言された方に内容を御確認いただき、議事録署名者お二人の御署名の上、ホームページに掲載いたします。

それでは、これを持ちまして、令和6年度第4回愛知県子ども・子育て会議を終了いたします。本日はありがとうございました。